

議案第 4 6 号

三豊市在宅要介護者家族介護手当支給条例の一部改正について

三豊市在宅要介護者家族介護手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市在宅要介護者家族介護手当支給条例の一部を改正する条例

(三豊市在宅要介護者家族介護手当支給条例の一部改正)

第 1 条 三豊市在宅要介護者家族介護手当支給条例（平成 18 年三豊市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条 三豊市在宅要介護者家族介護手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 項中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 5 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第46号関係】

三豊市在宅要介護者家族介護手当支給条例(平成18年三豊市条例第126号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後（案）	現 行
（支給の制限） 第6条 市長は、要介護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その日数の合計が当該日の属する月の日数の2分の1を超えるときは、当該月の介護手当を支給しないものとする。 (1)・(2) 略 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所したとき。 (4)～(6) 略 2 略	（支給の制限） 第6条 市長は、要介護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その日数の合計が当該日の属する月の日数の2分の1を超えるときは、当該月の介護手当を支給しないものとする。 (1)・(2) 略 (3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所したとき。 (4)～(6) 略 2 略

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
（支給の制限） 第6条 市長は、要介護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その日数の合計が当該日の属する月の日数の2分の1を超えるときは、当該月の介護手当を支給しないものとする。 (1)・(2) 略 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所したとき。 (4)～(6) 略 2 略	（支給の制限） 第6条 市長は、要介護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その日数の合計が当該日の属する月の日数の2分の1を超えるときは、当該月の介護手当を支給しないものとする。 (1)・(2) 略 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所したとき。 (4)～(6) 略 2 略